赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和3年1月21日(木) 午後1時28分より
- 2 会 場 赤穂市役所 6階 大会議室
- 3 出席者

被保険者代表 大前和弘、大田 登、平岡登美子、平岡かね子 医師・歯科医師・薬剤師代表 中村隆彦、花房龍生、赤井高之、寺田晋一郎 公益代表 竹内友江、土遠孝昌、前田 護、山田和子

副市長藤本大祐

事務局 (健康福祉部長) 柳生 信

(医療介護課長) 松下直樹 (税務課長) 前田光俊 (国保年金係長) 田中志保

- 4 会議次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 議事録署名委員指名
 - (4) 議事
 - 1. 令和3年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
 - 2. その他
 - (5) 閉会あいさつ

事務局

失礼いたします。定刻よりは若干早いですが、皆さんお揃いなので会議の方を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様にはご多用のところ、また、緊急事態宣言が発出されている 中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、前田会長ごあいさつをお願いいたします。

みなさん、こんにちは。

新年が明けましてから20日が経ちましたけれども、寒い時期ですが今日は暖かい方かと思っております。

今日は、本協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険事業については、少子高齢化と人口減少が進む中で、依然と して財政的に大変厳しい状況ではいかと思っております。

本日は、令和 3 年度赤穂市国民健康保険事業運営方針について、市長より諮問を受けております。

委員の皆様には、慎重なご審議をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。続きまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

みなさん、こんにちは。副市長の藤本でございます。本日、本来でしたら、牟礼 市長がごあいさつさせていただくところではございますが、他の公務で不在のた め、申し訳ございませんが私の方から一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、委員の皆様には何かとご多用のところ、赤穂市国民健康保険運営 協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平素は、国保事業の運営はもとより市政全般にわたり、それぞれのお立場でご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症との闘いの1年でございました。現在も、兵庫県をはじめ11都府県に緊急事態宣言が発令されておりまして、様々な取り組みを行っているところでございます。直近では、ワクチン接種に関することが始まってまいります。これに関しましても、皆様にご意見、ご尽力賜ることになりますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

さて、国保制度を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中で、医療費の更なる増加はもとより、低所得者の増加といった構造的問題は依然として続いており、新型コロナウイルスの影響により、保険税減免の増加からもみられるように所得の減少など、国保事業運営は今後とも厳しい状況が続くものと見込まれます。このような中、令和2年度における本市国保の運営状況につきましても、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響により、依然として医療費は高い水準で推移しておりますが、決算につきましては2,700万円の剰余となる見込みでございます。

会長

事務局

副市長

令和3年度におきましては、年明けに県から納付金等の本算定結果が示され、本市における税制改正による課税所得減少の影響などを踏まえて検討した結果、財政調整基金の活用により、税率については、一旦、据え置くことといたします。このあと、令和3年度の国民健康保険事業の運営基本方針につきまして、お諮りするわけでございますが、本日はなにとぞ慎重なご審議のうえ、適切妥当な

決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつに代え させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、副市長はこのあとの他の公務が入っております。申し訳ございませんが退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いします。

(副市長退席)

それでは会議を進めさせていただきます。本日の委員の方々の出席状況ですが、協議会資料の11ページをごらんください。本日は、委員12名みなさん出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定により本会は成立いたしますので報告いたします。

(事務局紹介)

それでは、以降の議事進行は、運営協議会規則第7条の規定により、前田会長に 議長をお願いさせていただきます。前田会長、よろしくお願いいたします。

はい。それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願 い申し上げます。

まず始めに、本協議会は運営協議会規則第12条の規定により、会議を原則公開することといたしております。

本日、傍聴の申し入れがありますので入場していただきたいと思います。2名で す。よろしくお願いします。

(傍聴者入場)

それでは、議事の前に議事録署名委員の指名でございますが、僭越ではございま すが、私の方から指名をさせていただきたいと思います。

大田委員と平岡かね子委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の審議事項は、諮問を受けております令和 3 年度赤穂市国民健康保険事業 の運営基本方針についてであります。それでは、事務局から説明願います。

それでは、失礼して、座って説明させていただきます。

はじめに、配付しております資料を確認させていただきます。

先にお届けしておりました「赤穂市国民健康保険運営協議会」資料1冊、ページ 数は11ページであります。あと、本日配付の資料としまして、お手元に1枚もの で「添付資料①令和3年度保険税率算定過程表(本算定)」、「添付資料②令和3年 度の激変緩和措置について」の資料をお配りしております。ページの抜け等はござ いませんか。ご確認をお願いします。

事務局

副市長

事務局

会長

会長

事務局

それでは、私の方からは、運営基本方針のうち主に制度改正等について説明しまして、決算見込み・予算の詳細については係長の方から説明いたします。

まず、協議会資料1ページをご覧ください。「はじめに」のところで述べておりますように、医療費の更なる増加が必至の状況にある一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、安定的な運営が困難な状況が続くと想定されることなどから、今後も国保事業の財政状況は厳しい状況にあります。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域 住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、低所得者の加入が多く、年齢構成が 高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題を抱えており、このよ うな中、平成30年4月に制度改正が行われましたが、依然として課題は解消され ておらず、今後も財政基盤の強化を図る必要があります。また、保険者である県と 協議を重ねながら、県内における保険料水準の統一に向けた議論、医療費適正化の さらなる取組を推進していくこととなります。

市は、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担いながら、人生 100 年時代を見据え、給付と負担の見直しなどの医療保険制度の変革に的確に対応していく必要があります。

保険者としまして、責務を十分に認識し、今後の医療費の動向等を見極めなが ら、適正かつ安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組んでまいります。 1 ページの中ほどに、参考として、令和 3 年度医療保険制度等の改正予定のう ち、国保事業運営に関係する主なものを記載しております。

第1点目は、個人所得課税の見直しを踏まえた見直しであります。

①の低所得者に係る応益保険料(税)軽減判定基準の見直しについてでありますが、例年実施されている経済動向等を踏まえた改正は行われませんが、令和3年度課税分から個人所得課税における給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への10万円の振替等により、国民健康保険税の負担水準に与える影響を鑑み、軽減判定における基礎控除額の引き上げと給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、世帯内の給与所得者数の数に応じた金額を基礎控除額に加算するものであります。

②の高額療養費・高額介護合算療養費に係る見直しについてでありますが、70歳以上の低所得 I に該当する者に係る金額の算定に当たり、給与所得者の場合に給与所得の金額から10万円を控除するものであります。

第2点目は、薬価改定であります。これは、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、2年に1回行われていた薬価調査を毎年行い、価格乖離の大きな品目についての薬価改定が行われるものであります。

以上が、制度改正予定の主な項目の説明であります。今後、関係法令等を確認しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に2ページをお願いします。項目2の令和2年度赤穂市国保財政の状況についてであります。

歳入の決算見込みにつきましては、一般会計からの繰入れを行うとともに、保険税、前年度繰越金、県支出金などにより、歳入総額は、51億8,839万円と見込んでおります。

次に、歳出の決算見込みですが、療養給付費の算定基礎となる総医療費につきましては、現在の見込みでは、約41億3,005万円で、令和元年度決算との比較では、5.91%の減となっております。

県へ納付する国保事業費納付金は、約13億2,097万円となる見込みであり、これらを合わせまして、歳出総額を、51億6,139万円と見込んでおります。

結果、剰余金については、2,700万円と見込んでおります。

続きまして、項目3の令和3年度赤穂市国保事業の運営についてであります。

まず、(1)基本方針でありますが、アといたしまして、医療費総額の積算につきましては、県から示された保険給付費額を基に、対前年度決算見込比 4.33%増の 43 億 890 万円と見込んでおります。

依然として高い水準で推移する医療費の適正化対策といたしまして、3ページにかけましてのウをお願いします。特定健康診査・特定保健指導事業を第 3 期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。また、後発医薬品の使用促進についても、一層努めてまいります。エの収納対策につきましても、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

(2)の保険税率等の改正方針をご覧ください。

保険税率につきましては、令和 2 年度は、課税限度額を政令で定める額まで引き上げ、また、介護納付金分の税率等を引き上げ、基礎分は、限度額及び介護納付金分の引き上げによる被保険者の負担への影響を考慮し税率等を引き下げました。

令和 3 年度については、財政調整基金を活用し、税率等を現行のまま据え置く ことといたしました。

3ページに参考といたしまして「兵庫県による令和3年度標準保険料本算定に係る標準保険料率等との比較」を掲記しております。「標準保険料率」の欄につきましては県から示された税率等で、「財政調整基金繰入なしの場合」の欄につきましては、本来、国保財政を運営するために必要な税率等になります。いずれも現行税率より高い税率等となってまいります。

低所得者に対する軽減措置については、先ほど説明しましたとおりであります。 次に、(3)歳出のアの医療費の状況についてであります。アの総医療費、10割分の医療費につきましては、前年度決算見込比4.33%増の43億890万円の見込みとしております。

4ページ、イの国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額を 計上しております。

保健事業費を含めました歳出総額は、51 億 7,000 万円で、対前年当初比較で 1.8%の減となっております。この減少の主な要因は、保険給付費が減となったも

のであります。

次に(4)歳入のア保険税についてですが、3ページ(2)の税率等の改正方針のところで説明させていただいた内容を反映し、予算計上しております。

現年課税分全体で、対前年当初予算比較で 0.4%減、約 300 万円減の約 7 億 5,195 万円、国保税全体では、0.5%減の約 7 億 8,532 万円となっております。

必要となります財源につきましては、ウにおきまして、一般会計から保険基盤安定制度などのルール分以外に、福祉医療波及増分や保健事業費分に特別に⑤の2,014万円を繰り入れることとし、さらにエの財政調整基金から、7,730万円を繰り入れることにより収支の均衡を図っております。歳入総額は歳出と同額の51億7,000万円となっております。

以上で、私の説明を終わります。続きまして、係長の方から予算額等の詳細な説明をさせていただきます。

失礼いたします。それでは、座って説明の方をさせていただきます。

5ページの第1表をご覧ください。令和2年度の決算見込について主なところを 説明いたします。

まず、表の右側の歳出ですが、2 保険給付費の中の療養給付費、これは現物給付に対する保険者負担額ですが、現計予算額 32 億 5,046 万 5 千円に対しまして 31 億 4,834 万 6 千円と見込んでおります。その内訳は、右の説明欄に記載しておりますが、一般分が 31 億 4,834 万 5 千円、退職分が 1 千円となっております。

9ページの第6表をご覧ください。療養給付費を算出する基となる医療費の動向ですが、令和2年度の年間医療費総額は、一般、退職を合わせた合計で41億3,004万5千円、対前年比5.91%減と見込んでおります。

1 人当たりの医療費を見ますと、一般、退職を合わせた合計で 42 万 7,984 円、対前年比 3.76%減となっております。

5 ページの第 1 表にお戻りください。療養給付費の下の療養費の決算見込額は 3,099 万 2 千円、その 2 つ下の高額療養費は 4 億 8,800 万 4 千円、移送費は 10 万円、出産育児一時金は 966 万円、葬祭諸費は 400 万円、結核医療諸費は 1 万円、精神医療諸費は 660 万円とそれぞれ直近の実績から見込額を算出しております。

その下の、3 国保事業費納付金につきましては、医療給付費分は9億5,082万2 千円、後期高齢者支援金等分は2億8,291万2千円、介護納付金分は8,723万5 千円となる見込みであります。

次に 4 保健事業費は3,388 万1千円を見込んでおります。

以上、歳出総額は、51億6,139万円となる見込みであります。

次に、これらの歳出に対する歳入ですが、同じ表の左側をご覧ください。

まず、表の左上、1 保険税収入ですが、現計予算額に比べて1,616万4千円増の8億571万5千円となる見込みです。

4 国庫支出金につきましては、国民健康保険システムの改修に要する費用に対 する財政支援分と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯

事務局

を対象とした保険税の減免分に対する国からの財政措置分として 726 万 5 千円を 見込んでおります。

5 県支出金の中の普通交付金ですが、歳出で説明しました療養給付費などの保険給付に要する費用として、県から全額交付されるもので、右の説明欄のとおり、36億8,952万5千円を見込んでおります。

同じく県補助金の、市町村の事情に応じて支払われる特別交付金は、2億199万1千円を見込んでおります。

次に 7 繰入金のなかの一般会計繰入金ですが、3億7,858万5千円を繰り入れていただく予定にしております。

次に 8 繰越金は、令和元年度から繰り越しました 8,990 万 6 千円となっております。

9 諸収入は、第三者行為の納付金ほかとして、1,452万3千円の収入を見込んでおります。

以上のような結果から、歳入総額は、51億8,839万円となり、現時点では剰余金を表の右下に記載しておりますとおり2,700万円と見込んでおります。

それでは、引き続き令和 3 年度の予算について説明させていただきますが、その前に、年明けに県から示されました納付金等の本算定結果について説明させていただきます。

本日、配付させていただきましたA4タテの資料①「令和3年度 保険税率算定 過程表(本算定)」をご覧ください。

表の1番上、①の保険税所要額の下の行@の国民健康保険事業費納付金が、今回の本算定で、県から示されました、県へ納めなくてはならない納付金の額となります。

この納付金の額に、各市町が独自に実施している保健事業や任意給付に要する 費用などについて上乗せ、加算いたしまして、国保を 1 年間運営するために必要 な金額が出てまいります。

その金額に、補助金や過年度の保険税収入などについては、納付金を納めるための財源の一部となりますので、その額をマイナスした後が保険税として集めなければならない額となり、①の保険税所要額となっております。

このまま 100%収納できるのであれば、この状態で税率を算定すればよいのですが、どうしても徴収できない部分もございますので、過去 3 か年平均により県が示した標準的な収納率②を基に、医療分と後期支援金分は 93.97%、介護分は 90.00%で割り戻した額が、③番の税率を算定する保険税総額となります。

そして、この総額を標準的な賦課割合として示されている所得割 50%、均等割 35%、平等割 15%の割合で按分して、それぞれを赤穂市国保の所得総額、被保険 者数、世帯数で割ったものが、⑩から⑫の令和 3 年度想定保険税率、要は納付金を 県へ納めるために必要な標準的な保険税率となります。

令和3年度案であります現行の保険税率と比較したものを、下から3つめの表

に示しておりますが、例えば医療分の所得割率でいいますと、現行の税率の方が想 定の率よりも 0.37%低いことがお分かりいただけると思います。

それでは、本日配付させていただきましたもう1枚、A4ヨコの資料②「令和3年度の激変緩和措置について」をお願いします。

平成30年の制度改革が原因で一定以上保険税が上昇する市町に対して、被保険者の急激な負担増とならないよう、県において激変緩和措置が講じられてきたところですが、左側の「令和3年度本算定」の「1 基準額(年額)の本算定結果」をご覧ください。赤穂市については、太いラインが入っているところから5番目、黒マル印をつけているところになりますが、3年度推計を基に算出した基準額が137,477円、28年度基準額と比較しました1年分の増加率が3.7%になっております。

県では、令和2年度は約7億円の財源を使って措置しておりましたが、令和3年度は本算定の結果、約5億円の財源を使って被保険者1人当たり基準額が3.8%を超えて増加する市町の3.8%を超える部分を措置することになっております。

赤穂市におきましては、令和2年度は約3,000万円で激変緩和措置してくれておりましたが、令和3年度は増加率が3.7%と、基準の3.8%を下回ったため、激変緩和の措置対象から外れております。

それでは、この結果を踏まえた令和 3 年度の予算について説明させていただきます。資料の方に戻っていただいて 9 ページ第 5 表をご覧ください。

被保険者等の状況ですが、3年度の一般被保険者は対前年比2.07%減の9,450人を見込んでおります。退職被保険者等につきましては、退職者医療制度の経過措置が令和元年度で解消され、令和元年度中にすべての方が一般被保険者に変わられたため、人数を0人としております。

次に医療費総額ですが、下の第6表をご覧ください。

医療費の算出に当たっては、県が過去の実績をベースに推計した保険給付費額に基づき見積りました。その結果、右端の合計欄に記載のとおり 43 億 890 万円、対前年比 4.33%の増と見込んでおります。1 人当たりの医療費を見ると、45 万5,968 円、対前年比 6.54%増となります。

それでは、戻っていただき 6 ページの第 2 表をご覧ください。表の右側の歳出についてですが、2 の保険給付費の中の療養給付費は、一般分で 31 億 6,967 万 3 千円、退職分として単位計上の 1 千円、合計で 31 億 6,967 万 4 千円、前年度決算見込比 0.68%増と見積りました。

療養費、高額療養費等につきましては、過去の実績を踏まえ、さらに最近における動向を考慮して、表のとおり見込んでおります。出産育児一時金は30件1,260万円、葬祭諸費は90件450万円、結核医療諸費は3万6千円、精神医療諸費は700万円を計上しております。

その下、3 国保事業費納付金については、県から示された額に基づき医療給付費分を9億1,756万9千円計上しております。そのうち、右の説明欄に記載して

おります、退職分の 102 万 8 千円でございますが、被保険者は 0 人で見込んでおりますが、国保税の滞納繰越分及び令和元年度分の精算分の納付金を算定するというルールに基づき、県から示された額を計上しております。後期高齢者支援金等分を 2 億 8, 121 万 5 千円、介護納付金分を 8, 725 万 1 千円それぞれ計上しております。

その他、1 総務費 5,621 万 4 千円、4 保健事業費 4,483 万 7 千円、5 公債費 50 万円、その他、6 諸支出金から8 予備費までで、合わせて1,869 万円を見込んでおります。

以上により、歳出全体では、51 億 7,000 万円、前年度当初予算比 1.77%減を見込んでおります。その内訳につきましては、ページの 1 番下に記載のとおり、一般分 48 億 4 万 2 千円、退職分 149 万 2 千円、後期分 2 億 8,121 万 5 千円、介護分 8,725 万 1 千円となっております。

次に左側の歳入ですが、表の中ほどの 5 県支出金につきましては、市町村の保険給付に要する費用に対して全額交付される普通交付金と、市町村の特別な事情に応じて支払われる特別交付金とございまして、それぞれ県から示された額に基づき 39億1,526万4千円を計上しております。

7 繰入金の、一般会計繰入金ですが、8ページの第4表をご覧ください。

(1)保険基盤安定制度による繰入金、これは低所得者の保険税軽減分に対する補填分ですが、合計で2億3,908万3千円、(2)職員給与費等繰入金が5,305万8千円、(3)出産育児一時金繰入金が840万円、(4)財政安定化支援事業による繰入金が合計で5,606万3千円、(5)その他一般会計繰入金といたしまして、保健事業分が414万円、福祉医療波及増分が1,600万円、合計2,014万円を繰り入れていただきます。一般会計からの繰入金の総額は、3億7,674万4千円を繰り入れていただく予定としております。

もう一度、6ページをお願いいたします。左上の 1 保険税につきましては、予定収納率を現年課税分で医療給付費分と後期高齢者支援金分 93.97%、介護納付金分は 90.00%に設定して、調定額に対する収納額を算出した結果、一般、退職を合わせて医療現年分で 5億1,561万9千円、1行飛びまして、後期現年分で1億8,882万7千円、2行下の介護現年分で4,750万6千円の税額となりました。滞納繰越分につきましては、医療分を12.00%、後期・介護分を10.00%の予定収納率として見積りました。現年分と合わせて総額で7億8,531万6千円を予算計上しております。

以上、歳入合計 51 億 7,000 万円の予算となっております。

一般、退職、後期、介護の内訳は、7ページの第3表に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

また、資料 10 ページに用語の解説を記載しておりますので、またご覧ください。 以上で令和 2 年度決算見込みと令和 3 年度予算内訳に係る説明を終わります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 会長

事務局の説明は終わりました。運営基本方針について、ご審議願いたいと思いま す。どなたかご質問ございませんか。

委員A

はい。すみません。3ページの保険税率等の改正方針の最後のところですが、軽 減判定所得の基準を見直すこととしますということで、先ほど説明のありました、 1ページの基準を使われるということでしょうか、というのが 1点。

2点目は、4ページの保健事業費の中で、医療受診状況及び疾病分類調査などを しておられるそうですが、その結果はどのように活かされているのか、それからも う少し下の方に医療機関重複・頻回受診者への訪問指導と出ていますが、なかなか 難しいと思うんですが、どのようにチェックかけてどういうふうな指導をされる のかということ、3点目ですが、国保の方がコロナに感染された場合、医療費は公 費となると聞いておりますが、国保からの支出があった場合、3年度の会計に影響 が出るのではないかということをお尋ねします。

会長 事務局 お答えいただけますか。

それでは、1点目ですけれども、軽減の関係ですが、委員さんがおっしゃったと おり 1 ページに記載しているとおり軽減判定を行うということでございます。そ れから、国保の被保険者の方がコロナに罹った場合の国保からの支出についてで すが、コロナに関しましては公費負担ということで、影響はないため 3 年度には 含まれておりません。

事務局

失礼いたします。保健事業費について、でございますが、医療受診状況及び疾病 分類調査などについては、統計的に毎年 5 月のレセプトを医療機関ごと、疾病ご とにまとめております。それに基づいて、赤穂市の医療費の傾向やどのような疾病 が多いのかなど分析しまして、業者委託になりますが、受診勧奨や訪問指導の際の 参考にしております。重複・頻回受診者への訪問指導ということですが、同じ医療 機関につき何回罹っているという基準でデータから対象者を抽出しまして、管理 栄養士などの専門職による訪問指導を委託して行っています。医療機関にかかる ご事情というのがありますので、生活改善や健康相談といった形で訪問しまして、 医療のかかり方についてのご相談なども受けております。

会長

よろしいですか。

はい。

他にございませんか。

はい。数点お伺いしたいと思います。先ほども質問が出てたんですけれども、1 ページの軽減の関係で、確認になりますが、給与所得控除が税制改正で 10 万下が ったことのはね返りということで、実質的に被保険者にとっては影響がないとみ てよろしいかどうかです。それと、決算状況のところの5ページになりますが、コ ロナ減免という形で国庫補助金が入ってきておりますが、実際、赤穂市において、 コロナ減免が何世帯ほどあったのか、またこれの収支、収入として286万5千円、 これが減免額とイコールになるのか、何割相当かが入ってくるのか、分かりました らお願いしたいと思います。

委員A 会長 委員B

次に、決算のところで保健事業のところの特定健康診査等事業、これが予算に比べてかなり、900万円ほど少ないと思うんですけれども、これはコロナ等の影響で受診率が下がっているのか、他に何か要因があるのか、分かったらお教え願いたいと思います。

最後になりますが、予算のところになりますが、県支出金、県補助金の中の県繰入金2号分、これがどういうものなのか、また金額が比較したらかなり前年度から変動があるようですが、その辺の要因を教えていただければと思います。以上です。

事務局

事務局

はい、まず 1 点目の軽減の関係で、影響があるのかないのかというところですが、給与所得者や公的年金の方については、委員さんおっしゃったとおり振替となりますので影響はございません。ただ、事業所得者の方につきましては、基礎控除が増えるということになりますので、国保としましては課税額が減少するということで、保険税の方には若干影響が出てくるのかなと見込んでおります。

それからコロナ減免の関係ですが、令和 2 年の 12 月現在の実績でございますが、30 世帯 6,552,400 円という状況になっております。

コロナ減免の財源でございますが、決算見込みの国庫支出金で上げている分と、 それとは別に県支出金の特別調整交付金でも措置されることになっておりまして、合わせますと減免額は全額補填されます。健診事業の方が、予算よりも減っているという点につきましては、委員さんが言われましたとおり、例年特定健診は4月下旬頃から実施しておりますが、緊急事態宣言の影響で延期となっておりますことも影響しまして、受けていただきにくいのかなと思っております。

次に、県支出金の県繰入金 2 号分でございますが、こちらは各市町が取り組んでいる保健事業ですとか、がん検診の受診率等に応じて県からお金をいただいているものですが、県が持っている予算を各市町に配分するというところがありまして、その予算が増減することで市へ入ってくる分も変動しまして、今回は前年より減る見込みで予算計上させていただいております。

会長

他にございますか。

その他にないようでございますので、事務局の説明事項について、了承してよろ しいですか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

ご異議なしとの声がありましたので、本諮問事項については、承認するということでよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

はい、どうもありがとうございます。それでは、市長からの諮問事項については、承認することで答申することといたします。

なお、答申につきましては、私の方に一任いただけますでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

答申書の写しにつきましては後日、事務局から配付させていただきますのでよ ろしくお願いいたします。

その他、事務局、何かありますか。

事務局

特にございません。

会長

他に何かありますか。

委員C

提案なんですけれども、後発医薬品差額通知関係ということで、支出がありますけれど、正直効果はあまりないと思うんです。当市では、薬局レベルで 85%以上まできていて、あとは理由があって出せないということがあると思うので、それよりも家庭に眠っているお薬、年間 400 億円くらい捨てられているとも言われておりますけれど、残薬のところを中心にされた方が、多分効果があると思うんです。同じ通知をするだったら、効果がある方に移っていったらということを提案させていただきます。以上です。

事務局

はい、ご意見ありがとうございます。後発医薬品の差額通知については、国の方で何%を目指すと決められておりまして、また特別交付金の保険者努力支援交付金にも入っており、やめるということはできませんので、引き続きさせていただくとともに、先ほどおっしゃってました、残薬につきましては、出来るかどうかはこの場では申し上げることはできませんけれども、出来ることであれば医療費の削減になるということで、検討してまいりたいと思いますのでご理解の方お願いいたします。

会長

よろしいですか。

委員C

はい。

会長

他に何かありますか。特にないようですので、これをもちまして会議を終わりたいと思います。皆さん、ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時25分)